

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。 ※具体的な意見内容(例)に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したものです、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。		
番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
事業の種類関係		
1	(製造業その他経済産業省令で定める種類の事業について) ・工業用水道事業は、製造業にとって必要不可欠なものである。国際競争に晒されている製造業を直接的に支える事業であることから、「製造業その他の経済産業省令で定める事業」に工業用水道業を加えていただきたい。	・賦課金減免制度については、電力多消費産業の国際競争力維持・強化という制度趣旨を徹底する観点から、第189回通常国会において成立した改正法により、事業者が行っている事業の種類によって減免率を区分することとしました。具体的には、輸出入を通じて、直接国際競争に晒されている種類の事業を省令で指定しました。当該事業以外の種類の事業については、間接的に国際競争力の維持・強化に貢献している場合には、減免率を区分した上で減免制度の対象とすることとしています。
2	・製造業等以外の事業所においても電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合する場合は昨年度までの制度同様に百分の八十を適用していただきたいと思います。	・賦課金減免制度については、電力多消費産業の国際競争力維持・強化という制度趣旨を徹底する観点から、第189回通常国会において成立した改正法により、事業者が行っている事業の種類によって減免率を区分することとしました。具体的には、輸出入を通じて、直接国際競争に晒されている種類の事業を省令で指定しました。当該事業以外の種類の事業については、間接的に国際競争力の維持・強化に貢献している場合には、減免率を区分した上で減免制度の対象とすることとしています。 ・なお、製造業その他の経済産業省令で定める事業以外の事業を行う事業者であっても、電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合すると認められる場合については、政令でお示ししている通り、2年間の経過措置を設けています。
優良基準関係		
3	(優良基準について) ・電力原単位の対前年変化率の改善及び悪化は、電力使用量の増減だけを原因とするものではないことから、「電気の使用に係る原単位」で省エネの取組の評価を行うことは適当ではない。省エネの取組状況の把握に当たっては、事業の特性や事業者の個別事情も十分勘案いただき、省エネの取組を評価していただくことを要望します。 ・「電気原単位」の分母である「売上高」は景気の動向や製品の販売価格という企業では統制不可能な要素を含んでおり、「電気原単位」の算定基準として「売上高」ではなく、「省エネ法」と同様の「生産数量」とすることを要望致します。 ・電気の使用に係る原単位は、分母が売上金額である。製品が安価な電力を武器にした中国・韓国製品からの非常に強い価格圧力を受けている事業者は、原単位の改善の取組にかかわらず、製品平均単価の下落等、事業者の責によらない外生的要因によって“結果”として原単位が悪化することが避けられない状況にある。“結果”のみを基準とする場合には、外生的要因の影響を取り除いたうえで評価する仕組みとしていただきたい。 ・当社製品の製造には多量の電力が必要であり、かつ、これら製品の市場は海外が主であるため、国際市場で激しい競争に晒されているため、世界的な需給・市況動向や為替の変動という自助努力の及ばない外部要因により売上高が変動することとなる。FIT法で定める電力原単位は売上高の減少により容易に悪化することから、原単位改善のための取組が正確に反映されない場合がある。原単位改善のための取組を適正に評価するような制度運用をお願いしたい。 ・年度毎の整備、補修状況により当該事業費が大きく変動する状況下にあるため、電力原単位が連続して大きく変動する。このため、農業用水は直近4事業年度という短期間で具体的な数値目標をもって電力原単位改善の取組を条件づけることは、非常に困難であるため、鋭意日常管理の節水、節電に取り組んでいる長期的な改善状況判断基準として取り扱って頂きたい。 ・売上高には、施設整備の工事費に対する補助金、負担金、借入金が含まれているが、施設整備の工事は毎年度行われるわけではなく、また、事業費も国庫予算の配分で変動しており、この収入差は、電力使用には左右されないものであること。電力使用量は、地区内の農業用水の不足を補水するものであるため、降水量が大きく影響すること。電気使用料金は改良区組合員の賦課金でまかなうため、組合員の負担増とならないよう、無駄水を流さない施設の管理を行っており、無駄水を流さない事で、省エネの取り組みを継続して行っていること。以上の理由から、農業に対し電力原単位の推移を省エネの取組確認とするのは、実状にあわない。 ・達成に取り組む事業者として、環境マネジメントシステムISO14001やエネルギーマネジメントシステムISO50001の認証取得を継続してきたことを、減免条件として認めて頂きたい。	・減免制度の適用に当たっては、改正法第17条第1項において、売上高千円当たりの電気の使用量(電力原単位)が製造業においては平均の8倍を超えること、非製造業においては平均の14倍を超えることを要件としています。このため、原単位の算定基準として他の計算方法を用いることはできません。 ・他方、減免率の適用に当たっては、御指摘の通り、景気変動や製品単価の悪化によって、売上高等が悪化し、結果として、電力原単位が悪化することがあり得ますので、例えば、事業者の製造する製品の単価が著しく下落した場合に、製品単価を前年度と同額とみなして、電力原単位を計算することを認めるなど、外生的な要因を取り除いた形で電力原単位を評価する方法を運用の中で検討します。 ・賦課金減免制度の申請に当たっては、法第17条第1項に規定する原単位が一定の基準を超えること、及び事業所における電気使用量が一定量を上回ることを要件としております。その上で、本政令改正においては、一義的には「事業者の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況」を確認する仕組みとしており、そうした取組の状況が基準に照らして優良とは言えなかった場合においては、「エネルギーの使用の合理化に向けた取組の状況」について確認する仕組みとしていくところです。 ・「電気の使用の合理化」及び「エネルギーの使用の合理化」に向けた取組の状況を確認する上で、ISO等の国際基準を一義的な要件として採用することは好ましくないものと考えます。
4	(外生的要因や省エネの取組を勘案した上で原単位の改善に向けた取組を評価) ・原単位改善に向けた取組の状況を適正に評価するには、景気変動など外生的に生じる原単位悪化要因を取り除くとともに、原単位だけでは測れない、例えば過去の省エネ投資実績や、将来の省エネ投資計画等の行動に着目するなど、努力の実態を丁寧に見ていくことが必要である。 ・国際競争力の維持強化のために、あらゆる手段を用いて省エネルギー化に取り組んできたが、省エネ余地が小さいのが現状である。また設備更新などの投資においては計画から稼働までに複数年を要するものもあり、毎年度原単位改善効果を得ることが困難な場合がある。仮に直近の事業年度において優良基準に適合しなくとも、原単位改善に向けた計画を立て、その達成に向けて取り組んでいる事業者に対しては、その計画期間中は減免率を維持するなどの制度運用をお願いしたい。 ・「優良基準」に達しているか否かを判断する際には、これまで実施してきた省エネ実績(電力原単位の引き下げ)に加え、今後の省エネ実行計画も併せて考慮要素とすること。その際、装置産業の場合は計画から稼働までに相当のタイム・ラグが生じることから、その期間の賦課金減免措置についても勘案すること。	・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2及び第21条の4の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件」でお示ししている通り、経済環境の変化等によって電力原単位の改善が実現できていない事業者やエネルギー消費原単位の改善に向けた計画を立て、その達成に向けて取り組んでいる事業者にも配慮した制度設計を検討します。
5	(やむを得ない事情について) ・賦課金の減免申請に関しては、電力原単位以外にも定量的な基準を設定し、総合的に判断すべきである。賦課金減免措置の適用基準を外れた事業者に対する経済産業大臣による認定がスムーズに行われるよう、電力原単位が極端に変動するやむを得ない事情についてあらかじめ議論し、事例として蓄積しておくべきである。	・減免制度の適用に当たっては、改正法第17条第1項において、売上高千円当たりの電気の使用量(電力原単位)が製造業においては平均の8倍を超えること、非製造業においては平均の14倍を超えることを要件としています。このため、原単位の算定基準として他の計算方法を用いることはできません。 ・他方、災害や経済環境の変化その他やむを得ない事情で電力原単位の改善が実現していない事業者にも配慮した制度設計を行います。やむを得ない事情に該当する内容については資源エネルギー庁のHPで公表します。

6	<p>(原単位の改善に向けた取組を評価する際の電気使用量の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業を実施しているが、事業の強靱化を図るために現在独立している三つの送水系統を相互に補完する事業を進めている。この給水ネットワーク事業に係る費用については工業用水道料金に上乗せしないこととしており、国際競争に晒されている製造業へ直接貢献するものであるため既存施設に付加して設ける施設に係る使用電力量については、電力原単位の対前年度変化率の算定から除外させていただきたい。 ・自然を相手に従事している業務の性質上、雨量にも影響され、いくら節水努力を重ねても前年度より電力使用量が増大してしまう年もあります。その結果、電力原単位が前年度対比で悪化してしまいます。よって「2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2及び第21条の4の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件2エネルギー消費原単位の改善に向けた計画を立て、その達成に向けて取り組んでいる事業者であって、災害や経済環境の変化その他やむを得ない事情で電力原単位の改善が実現していない事業者として経済産業大臣が認めた者であること。」として取り扱っていただきたい。 ・農業は、気象条件により「I. 新法第17条第1項に規定する経済産業省令で定める基準①直近4事業年度の電力原単位の対前年度比変化率の平均が年1%以上改善していること。②上記①に該当しないが、直近2事業年度連続で電力原単位が悪化しておらず、かつ直近事業年度の原単位の対前年度変化率の変化率の平均が年5%を超えて悪化していないこと。」を大きく上回る年が発生することから「II. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2及び第21条の4の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件②エネルギー消費原単位の改善に向けた計画を立て、その達成に向けて取り組んでいる事業者であって、災害や経済環境の変化その他やむを得ない事情で電力原単位の改善が実現していない事業者として経済産業大臣が認めた者であること。」として取り扱われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の適用に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2及び第21条の4の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件」でお示している通り、災害や経済環境の変化その他やむを得ない事情で電力原単位の改善が実現していない事業者にも配慮した制度設計を行います。やむを得ない事情に該当する内容については資源エネルギー庁のHPで公表します。
7	<p>(原単位の改善に向けた取組を評価する際の省エネ法「事業クラス分け評価制度」の取扱いについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免の申請認定の可否を判定する、新法第17条第1項に規定する経済産業省令で定める基準に省エネ法の事業クラス分け評価制度におけるAクラスであること、を追加していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二及び第二十一条の四の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件」でお示している、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」といいます。))に基づく、エネルギー消費原単位の推移等によって評価される、「事業者クラス分け評価制度」におけるSクラス相当であること」との要件は、電力原単位は悪化しているものの、省エネ法に基づくエネルギー消費原単位の推移等が努力目標を達成している事業者の省エネ努力を評価するものであり、制度趣旨に鑑み「Aクラス」まで要件に含めることはできません。
8	<p>(災害等の取扱いについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣工場火災などで原料やユーティリティの供給が停止したり、外的要因により電力原単位が維持できなかった場合における現状の減免率維持の配慮をお願いしたい。 ・特例措置として様々な事象により経済要因が不安定となることによる考慮についてはどのようなものを検討されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二及び第二十一条の四の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件」でお示している通り、災害等のやむをえない事情で電力原単位の改善が実現していない事業者にも配慮した制度設計を行います。やむを得ない事情に該当する内容については資源エネルギー庁のHPで公表します。
経過措置について		
9	<p>(経過措置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置は、事業者間の公平性を確保する観点からも、平成28年度認定事業者に限定することなく、平成29年度の申請に基づき、適用の判断をお願いしたい。判断にあたっては、これまでの認定状況等も考慮して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業等以外の事業を行う事業者の減免率は、平成29年度から4割(優良基準を満たさない場合は2割)となりますが、急激に減免率が下がることによる事業者の省エネ投資への影響を勘案して、平成28年度に減免認定を受けていた、かつ、優良基準を満たす事業所に限って、継続的な省エネ投資の継続を称揚する目的で経過措置を設けています。 ・また、平成28年度以前の認定も経過措置の対象に含めると、制度に係る費用が増加し、制度そのものの維持が困難となる可能性があります。
省エネ補助金・ベンチマーク指標関係		
10	<p>(省エネ補助金について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省電力化年1%の改善、且つ事業クラス分け制度Sクラス維持ともに困難な事業者向けに、省エネ補助金の採択条件を緩和するなどの支援措置を充実していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ補助金において、エネルギー集約型企業に加点措置を講じています。
11	<p>(ベンチマーク指標について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマーク目標は、制度の対象業種において事業者が中長期的に目指すべき水準であり、本減免に係る追加措置として活用するに当たっては、その設定方法の見直しを求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2及び第21条の4の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する要件」では電力原単位は悪化しているものの、省エネの取組が優れている事業者を評価し、救済することを目的としているため、ベンチマーク指標の目標水準を達成している事業者に限定して、優良基準を満たすこととしています。ベンチマーク制度では、各業界で全体の1~2割の事業者が達成することのできる水準を目標水準として設定しておりますが、この水準を満たしていない事業者は現状においても更なる省エネ努力の余地があると考えられるため、ベンチマーク指標の目標水準の達成に引き続き取り組んでいただきたいと考えています。そのため、設定方法の緩和は行いません。
認定基準関係		
12	<p>(電気の使用量基準について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚水機場について、現在の減免対象は、1揚水機場を1事業所とし、百万キロワット時以上としている。一定の区域(同一水系、同一賦課金)をかながい複数の揚水機場についても、エネルギーを一体的に使用していること(一定の区域の水田に複数の揚水機場でパイプラインによりかながい)と考えられることから、複数の機場をまとめて1事業所(かながい区域全体を同一区画)とし、複数の揚水機場の合計消費電力で百万キロワット時以上も対象にしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免制度は電力多消費産業の国際競争力の維持・強化目的として導入された制度であり、事業所の認定に当たっては、事業所における申請事業の電気使用量が年間100万kWhを超えることを要件の一つとしているところです。仮に、複数事業所の電気使用量の合算を認めた場合、電力を大量に消費しない事業所も認定される可能性があるため、制度趣旨に鑑み、事業所の考え方を変更することはできません。
減免費用の原資関係		
13	<p>(減免費用の原資について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課金減免制度改正案は、改正法に記載された「我が国の国際競争力の強化を図る観点」に一定程度配慮されたものであり、概ね評価する。本制度が、我が国の国際競争力強化に資する形で運用されることを期待する。なお、賦課金減免制度は、政策的に再生可能エネルギー導入量の拡大を図るにあたり、過重な負担を課されることとなる電力多消費事業者に対し、産業競争力の維持・強化の観点から、負担軽減を認める制度であり、現在、エネルギー対策特別会計も財源として減免措置がとられている。その政策的意義に鑑みて、今後とも予算措置が継続されることを強く求める。FIT制度による国民負担は、既に当初の想定を超えて極めて重いものとなっており、今後とも増大していく見通しである。震災前並みの電気料金水準の実現に向けて、引き続き、FIT制度の運用を不断に検証し必要な見直しを行っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課金減免制度については、賦課金を御負担いただいている方にも御理解いただけるよう、国際競争力の観点から事業者の行っている事業の種類によって減免率を設定することを可能とするとともに、電気の使用に係る原単位の改善のための取組の状況を確認し、その取組が不十分な場合には減免率を引き下げる措置を導入したところです。その上で、減免制度に係る費用の原資については、当該見直しを踏まえた上で、検討してまいります。
その他		
14	<p>(減免制度を縮小すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度に省エネの評価を加えたこと、省エネの努力が認められないものについての減免率の引き下げは、一定評価するが、減免対象の拡大もあり、全体としての減免総額がこれまで以上に膨らむのではないかと危惧する。対象者を減らし、減免額を小さくし、減免総額を減らすことをめざすべき。 ・国際競争力の観点から、製造業だけでなく、対象事業を増やすとしているが、減免総額を増大させることに繋がり、反対である。対象を拡大するのであれば、基準はきびしくして、減免総額が増えないようにすべき。「製造業その他の事業」ということでは、対象の範囲のどこまでも拡大していく懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課金減免制度は、電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化を図る観点から重要な制度であると同時に、国民の賦課金負担も大きくなっていくことから、減免制度の対象とならない方々にも御理解頂けるような制度としていきたいと考えております。 ・固定価格買取制度は、今般成立した改正FIT法において、入札制の導入等の仕組みを盛り込む等といったコスト効率的な再生可能エネルギーの導入をはかる仕組みを盛り込んでいるところです。今後とも制度の適切な見直しを通じ、再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担抑制の両立に取り組んでまいります。
15	<p>(説明会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容および提出書類、手続き等の実施要領について説明を願う。特に、電力多消費産業団体には、事前に日程調整を行って会員企業が参加出来る説明会を開催されるよう、格段の配慮と丁寧な対応を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、事業者向けの説明会を開催させていただきます。ただし、個社の調整は出来かねますのでご容赦ください。詳細は追って資源エネルギー庁HPより御案内させていただきます。

16	<p>(省エネ法の事業クラス分け評価制度について)</p> <p>・省エネ法の「事業者クラス分け評価制度」は、省エネ法の原単位を評価の基準としているため、問題があり引き続き検討が必要と考える。企業に対する評価では、ライフサイクル全体でエネルギーやCO2を削減している努力の評価を加えるなど、実態を踏まえ慎重に検討するべきである。そのため、現状では施策の基準として採用することは避け、正しい評価ができる制度としてから採用するべきである。</p>	<p>・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令においてお示しているとおり、電気の使用に係る原単位の改善のための要件は、一義的には売上高当たりの電気の使用量の推移で評価することとしており、「事業者クラス分け評価制度」のみで評価することとはしていません。なお、「事業者クラス分け評価制度」は、省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者を原単位ないしベンチマーク目標の達成状況に応じてS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施する制度であり、実際にはこれに加えて報告徴収や立入検査を行い、事業者の省エネ取組の精緻な評価を省エネ法上は行ってあります。こうしたメリハリのある対応を通じて省エネ法の実効性を確保してまいります。</p>
17	<p>・この法律には、太陽光パネルによる健康被害に対応する観点が抜けているため、「住宅地における設置においては、電気事業者に対して十分な環境アセスを義務付けし、市町村が住民と電気事業者の合意を確認、設置後の健康被害などのトラブルに対して住民相談窓口、電気事業者への指導体制を整備する」を付帯すべきだ。</p>	<p>・御意見の提出ありがとうございます。本件は今回のパブリックコメントの対象ではございませんが、頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>・太陽光発電パネルの反射光における人体への影響や環境に配慮すると共に業者への指導を行い民家に影響のない距離の設置基準を法に盛り込むべきである。</p>	<p>・御意見の提出ありがとうございます。本件は今回のパブリックコメントの対象ではございませんが、頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
		<p>なお、手続きの詳細、説明会の御案内、様式のダウンロード等については、資源エネルギー庁HPよりお知らせさせていただきます。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)</p>